

障がい者 福祉情報

169号 2025年2月

編集・発行

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7
クローバープラザ

TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

<https://www.fuku-shakyo.jp/kikanshi/fukushi-back/>

障がいのある方の投票環境について

障がいを有する有権者の方々については、障がいの状況、程度等により、選挙に関する情報の取得や投票所での投票に支障が生じる場合があるため、障がいのない方に比べてより一層の配慮が必要です。

このような状況の中、日本障害者協議会(JD)は、令和6年10月18日、衆議院議員総選挙を前に、障がい者の投票環境を改善するよう総務大臣に要請書を提出しました。

市区町村の選挙管理委員会による格差是正や、総務省が昨年作成した投票所での障がい者対応マニュアルの活用などを求めました。

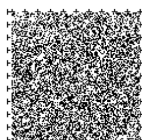
格差の一つに、盲ろう者の通訳者や視覚障がい者のガイドヘルパー(同行援護)と一緒に投票所に入ることの可否があるが、同日の面談で総務省から投票所に入ることは可能との見解が示され、JDは「改善の一步になる」としました。

今号では、選挙の際に、障がいのある方が円滑に投票することができるよう、選挙管理委員会が取り組んでいる対応例をご紹介します。

【障がいのある方に対する投票所での対応例について】

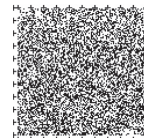
- 1、障がいのある方に対する投票所での対応の基本
- 2、障がいのある方に対する投票所での留意事項
- 3、障がいのある方に対する投票所での対応例
- 4、障がいのある方に対する投票所での支援

【障がいのある方の投票所における投票方法等について】



もくじ / 通巻169号

- ・障がいのある方の投票環境について 1~5
- ・福岡県障がい者差別解消専門相談窓口での主な相談対応事例 6
- ・福岡県からのお知らせ 7~8
- ・福岡県障がい者福祉情報ハンドブック2024 案内 8



障がいのある方に対する
投票所での対応例について

1、障がいのある方に対する
投票所での対応の基本

相手の立場に立って、安心感を
持たれる対応に努めます。

困っている方には進んで声をか
けます。

「ゆっくり」「ていねいに」「くり
返し」相手の意思を確認します。

2、障がいのある方に対する
投票所での留意事項

基本的な考え方

- (1)相手の立場に立って、安
心感を持たれる対応に努
めます。
- (2)障がいのある方に直接応
対するようにします。
- (3)何らかの配慮が必要と思
われる場合でも、本人が
必要と考えていることを
確認し、応対します。

声かけについて

- (1)障がい者や高齢者の方が
不安や不快な思いをされ
ないよう、困っているよ
うな状況が見受けられた
ら、速やかに対応をする
ようにします。
- (2)障がいの種類や内容を問
うのではなく、「どのよう
な手助けが必要か」を本
人に尋ねます。

コミュニケーションについて

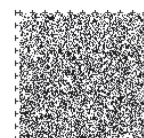
- (1)コミュニケーションが難
しいと思われる場合でも、
「ゆっくり」「ていねいに」
「くり返し」相手の意思を
確認します。
- (2)応対方法がよく分からな
いときや想定外のことが
起きたときは、一人で応
対することなく、周囲に
協力を求めます。



3、障がいのある方
に対する投票
所での対応例

視覚障がい

- (1)投票事務従事者から声を
かけます。
- (2)そばに行つて、名前を名
乗った上で、声をかけます。
- (3)案内の際は、「○時の方向
に○メートル進む」と具
体的に説明します。
- (4)誘導の際は、相手に自分
の腕をつかんでもらい、
歩くペースに合わせます。
- (5)省略せずに、正確に丁寧
に情報を伝えます。



誘導イメージ

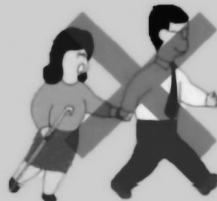
「白杖」には
触れない！



相手に自分の腕を
つかんでもらう



手をひっぱる



相手を後ろから押す



聴覚障がい

- (1)「ゆっくり話す」「筆談で対応」「コミュニケーションボードの活用」など、希望にそったコミュニケーションの方法で対応します。
- (2)口元や表情が見えるよう、正面から応対し、マスクは外します(フェイスシールドを着用)。
- (3)近づいて、ゆっくり、言葉のまとまりで区切って話をします。
- (4)「筆談」の際は、簡潔に分かりやすく書くようにします。
- (5)受付窓口に、「耳マーク」を設置し、相談しやすいようにします。



肢体障がい

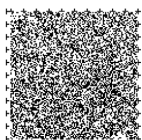
- 車いすの介助の方法
- (1)車いすを使用されている場合、少しかがんで同じ目線で話すようにします。
 - (2)車いすの介助は、押し始める際には「押します」と声をかけてから、ゆっくり押します。また、止まる時もゆっくりと停止させます。
 - (3)電動車いすの場合には、横について、ペースにあわせて対応します。
 - (4)急がすことのないよう、あわてずにゆっくり対応します。
 - (5)スロープの移動が困難な方に対しては、受付まで介助します。

4、障がいのある方に対する投票所での支援

車いすの押し方

(自走式標準タイプ)

- ①ハンドグリップを握り、重心を安定させ、からだ全体で押すようにします。押し始める際には、「進みます」「押します」などと声をかけます。
- ②車いすの背面から側面にかけて立ち、片手でハンドグリップを握りながら、もう一方の手でブレーキをかけます。反対側もハンドグリップを放すことなく、ブレーキをかけます。

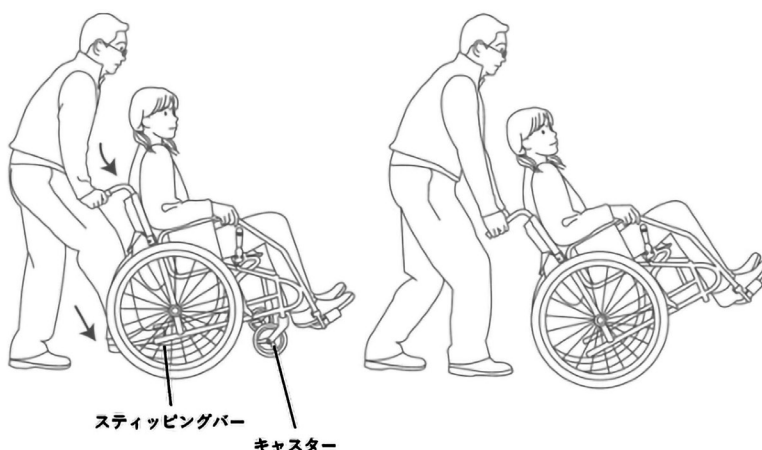




キャスター上げ

(自走式標準タイプ)

- ①ステッピングバーを踏み込むと同時に、ハンドグリップに体重をかけ、押し下げます。素早く安定させることが安心につながります。
- ②ハンドグリップをしっかり握り、ふらつかないようにバランスをとりながら、前に進みます。

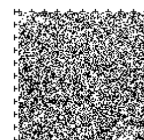


知的・精神障がい

- (1) できるだけ絵・図・写真などを使用して分かりやすく説明したり、説明のポイントをメモ書き(漢字はふりがなをつけて)して渡すなどの工夫をします。
- (2) コミュニケーションボードを必要に応じて利用します。
- (3) 繰り返し同じ話をされる方でも、話を途中で遮らずに、対応します。
- (4) 短い文章で説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応するようにします。
- (5) パニック状態でも、強制的に制止せず、少し落ち着いてから対応するようにします。

認知症

- (1) 「驚かせない」「急がせない」「自尊心を傷つけない」という点に注意します。
- (2) 説明やお話しをする際は、複数で取り囲まず、できるだけ一人で声かけをします。
- (3) 短い文章で説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応するようにします。
- (4) 繰り返し同じ話をされる方でも、話を途中で遮らずに、対応します。
- (5) ゆっくり急がせないように対応します。
- (6) 説明するときは、指示的にならないよう「～していただけますか」などお願ひするように穏やかに説明します。



障がいのある方の投票所における投票方法等について

点字投票

視覚障がい者の方は、点字を用いて投票することができます。自身で投票用紙の種類を識別できるように、点字投票用紙には点字で選挙の種類を表示します。

利用方法

- (1)投票所では点字用投票用紙と点字器を用意しているため、希望される方に貸し出します。
- (2)必要に応じて点字器に投票用紙をセットしたものをお渡しします。
- (3)記載後は投票箱の前まで誘導し、記載済み投票用紙を直接投函してもらいます。

代理投票

心身の故障、その他の事由により、自ら候補者の氏名を記載することができない場合、投票管理者に申し出ることによって代理投票制度を利用できます。

同伴者（付き添いの家族や介護人）などが代筆することはできません。

投票所の事務従事者2名が付き添い、そのうち1名が本人の意思に基づき候補者等の氏名を記載します。

投票の秘密が保たれるよう、代理投票の記載台を一般の記載台の反対側に配置するなど、代理投票の記載台を一般の記載台から距離をとって配置します。

あらかじめ候補者氏名等掲示を切り離れたカードを提示し、選挙事務従事者が声に出すことなく指差し等で反応を見ること等により、投票の秘密に配慮した形で本人の意思確認を実施します。

利用方法

- (1)代理投票の利用を投票管理者に申し出ます。
- (2)補助者の1人が選挙人の指示する候補者の氏名を記載し、他の1人が立ち会います。
- (3)記載後は投票箱の前まで誘導し、記載済み投票用紙を直接投函してもらいます。

障がいのある方に対する投票所での対応の基本

設備等

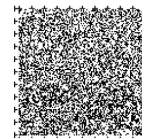
障がいのある方に配慮した投票所の設備

- ・幅が広く堅固な記載台や車いす用の投票記載台
- ・記載台への照明灯の設置
- ・車いす
- ・点字や拡大文字による候補者名簿
- ・標準点字盤、虫眼鏡、老眼鏡、文鎮
- ・コミュニケーションボード及び投票支援カード
- ・スロープの設置（又は常時人的介助が可能な体制をとる）
- ・車いす等が利用しやすい駐車場の確保

【出典：

総務省ホームページ】

障がい者差別解消専門相談



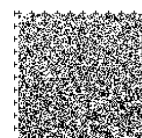
福岡県では、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いや、社会的障壁の除去に係る合理的な配慮について相談を受付けています。下記に令和4年度の主な相談内容と対応事例を一部掲載しますので、ご活用ください。

窓口相談員：特別支援学校の教諭経験者、または人権擁護・労働争議・障がい福祉に関する業務の従事経験者

専用電話 **092-643-3143** (月曜日～金曜日：午前9時～午後5時)

【主な相談対応事例】

種別 (相談者)	事業種別	相談内容	対応
車いす利用 (事業者)	不動産	<p>管理する住宅の入居者から、「痛を患い電動車いすを利用する家族がおり、入居に際して車いすを共用通路に置きたい」との依頼があった。</p> <p>管理組合の理事は承諾したが、理事会で強く反対する者が1名いる。このような場合にどう対応すべきか。関係する法律や対応方法について聞きたい。</p>	<p>法や条例の趣旨をあらためて説明し、合意形成には、相互理解と建設的な対話が重要であることや、その際は社会モデルの観点に立ち、「できる・できない」の二元論ではなく、可能な代替案を複数出して協議する必要があることを助言。</p> <p>また、県窓口では障がい者差別の解消に関する研修を行っており、啓発のため研修を行うことも可能であること、今後も相談があれば連絡してほしいと説明。</p>
精神障がい (家族)	通信制高校	<p>精神障がいのある子が通う通信制高校から配布された、単位取得のため参加必須となっている宿泊行事の案内書類に、「医師等専門家の診断書など必要な支援内容を記した書類を提出しなければ合理的配慮は行わない」との記載がある。</p> <p>同校は発達障がいの子を多く受け入れているし、自分も入学時には必要な配慮事項など学校に伝え、これまで特に気になる点はなかっただけに、今回の書類の文言には違和感がある。</p> <p>学校と話す前に意見を聞いておこうと思い電話した。</p>	<p>合理的配慮は、法律上は「求めに応じて」行うこととなっているため、必要な合理的配慮を申し出てほしいとする学校の姿勢自体は間違っていないが、『提出がなければ配慮しない』旨の文章は望ましくないとされる。</p> <p>なお、本県条例では「事前の改善措置」を規定しており、申し出がなくとも積極的な配慮や改善を図ることを推奨している。</p> <p>以上を踏まえ、必要な合理的配慮を行うための建設的対話について、学校としっかり話されるとよい、と助言。</p>
視覚障がい (本人)	商品・サービス提供	<p>視覚障がいがあるため、商業施設において、過去に、スタッフに誘導してもらった経緯がある。</p> <p>今回も同じ施設でサービス担当責任者をお願いしたが、「当店ではそのようなサービスは行っていない。入口にあるインターフォンも車いすの支援のためであり、視覚障がい者は対象でない。」と言われた。</p> <p>これは差別ではないか。</p>	<p>相談員から事業者に対して事実確認。担当者の認識不足により「対応できない」と回答したとのことで、相談者に対し、会社として謝罪するとともに、改めて建設的対話を行うこととなった。</p> <p>併せて、グループ全体に対し、改めて差別解消法及び条例、合理的配慮について、周知を行い、従業員に対する周知を徹底した。</p>



お知らせ

視覚障がいのある人に対する
情報保障について

令和4年5月、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が施行され、行政機関や事業者においては、障がいのある人がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう、情報提供に配慮することが求められています。今回は、視覚障がいのある人に対する情報保障について求められる点を紹介します。

社会全体で障がいのある人の情報保障を進めましょう。

■通知文等における配慮

視覚障がいのある方向けの通知等については、点字・音声・拡大文字など、本人が確認

可能なメディアで提供しましょう。

■ホームページ掲載情報の配慮

ホームページへの資料掲載やメールでの情報提供にあたっては、必ずテキストデータを添えましょう。（文字情報の無いPDFや画像のみデータでは読み上げできないため。）

※参考 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

4月2日は「世界自閉症啓発デー」、4月2日から8日は「発達障害啓発週間」です。



4月2日は国連が定めた「世界自閉症啓発デー」です。日本では4月2日から8日を「発達障害啓発週間」としています。県民の皆さんに発達障がいについての理解を深めてもらうため、講演会を開催します。

4月2日は国連が定めた「世界自閉症啓発デー」です。日本では4月2日から8日を「発達障害啓発週間」としています。県民の皆さんに発達障がいについての理解を深めてもらうため、講演会を開催します。

日時 4月5日（土）

13時から16時

場所 飯塚コスモスコモン

中ホール

（飯塚市飯塚14番66号）

内容 「実力を出し切れない人・子どもたちの理解と支援」自己理解を深める

（ヒント）

講師 高山 恵子 氏

定員 400人

参加費 無料

申込締切

3月21日（金）17時 ※先着順

問い合わせ先

福岡県発達障がい者支援センター（筑豊地域）ゆう・もあ

TEL 0947-46-9505

FAX 0947-46-9506

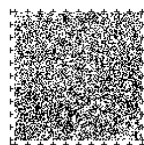
「まじゅんアート
FUKUOKA GALLERY」
新サービス開始！

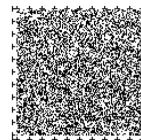
県では、文化芸術活動を通じて障がいのある方の収入向上・社会参加を推進するため、障がいのある方のアート作品（まじゅんアート）を活用したサービスを提供し、その料金の一部（30%）を制作者へ還元する取組を行っています。

昨年12月から、これまでの「作品レプリカのレンタル」に加えて、「作品レプリカ及び作品画像データの販売」を新たに開始しました。

レプリカは、温度管理などの手間が不要のため、場所を選ばず展示いただけます。また、購入した作品画像データは、加工を施し、チラシやノベルティなど幅広くお使いいただけます。

なお、作品レプリカの一部は、県庁舎（1階ロビー）や各階エレベーターホール）や県有施設（S.A.W.A R.A.P.I.A（もち文化センター）や九





州芸文館など)でも展示しています。お立ち寄りの際は、ぜひお楽しみください。

※作品の確認や各種サービスの申込については、まごころアート FUKUOKA GALLERY 事業のホームページをご覧ください。

(<https://fukuoka-artrental.org/>)

障がいのある人に配慮した県広報のご案内

県では、県の施策やイベント情報などをお知らせする各戸配布広報紙「福岡県だより」の録音版・点字版や、県の魅力などを掲載したグラフィ誌「グラフィックおか」の点字版「点字ふくおか」など、障がいのある人に配慮した情報発信を行っています。

これらの配布を希望する人は、次の申込先までご連絡ください。

■「福岡県だより」録音版

(年6回発行)

○形態

音声CD版

CDデジ版

(読取専用機が必要)

○申込先

福岡点字図書館

TEL 092-584-3590

FAX 092-584-1101

■「福岡県だより」点字版

(年6回発行)

■「点字ふくおか」

(年4回発行)

○申込先

福岡県盲人協会

TEL 092-923-6336

FAX 092-923-6339

【問い合わせ先】

福岡県県民情報広報課 広報係

TEL 092-643-3102

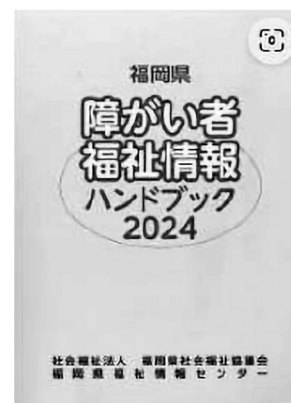
FAX 092-632-5331

発行

福岡県社会福祉協議会

(福岡県福祉情報センター)

令和6年
4月発行



福岡県障がい者福祉情報

ハンドブック2024

障がい児者を取り巻く様々な制度・施策、県内の関係事業等の実施状況、市町村が実施する地域生活支援事業等に関する内容等をより充実して掲載しています。

購入を希望の際は、窓口に必要な制度・施策、県内の関係事業等、越しいただくか、申込書に必要事項を記入のうえ、FAXまたは郵送でお申込みください。申込など詳しくはホームページをご覧ください。

(ふくふくネット)

機関紙・発行物

価格

一部 1600円(税込)

(A4版 395頁)

※別途送料がかかります。